

(資料四)

平成二十六年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	4
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	5
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	6
島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	6

平成26年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第167号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第168号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第169号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

ア 平成26年度

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

イ 平成27年度以降

アによる改正後の職員等の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 初任給調整手当の支給月額限度額の改正（第167号議案に限る。）

支給対象者	改正前	改正後
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	410,900円	412,200円
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,000円	50,300円

(3) 地域手当の改正（第167号議案に限る。）

ア 級地区分及び支給割合の改正

級地	改正前	改正後
1級地	100分の18	100分の20
2級地	100分の15	100分の16

3級地	100分の12	100分の15
4級地	100分の10	100分の12
5級地	100分の6	100分の10
6級地	100分の3	100分の6
7級地	〔新設〕	100分の3

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給割合の改正

改正前	改正後
100分の15	100分の16

(4) 単身赴任手当の改正

基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算する額の限度を月額70,000円とすること。

(5) 管理職員特別勤務手当の改正

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給対象とすること。

(6) 期末手当の支給割合の改正

任期付研究員及び特定任期付職員（第167号議案に限る。）

ア 平成26年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の150	100分の155

イ 平成27年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の130	100分の135
12月	100分の155	100分の150

(7) 勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成26年度

㍿ (イ)以外の職員等（任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員	12月	100分の65	100分の75

を除く。)			
特定管理職員	12月	100分の85	100分の95

- (イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員（以下「再任用職員等」という。）

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の35	100分の40
特定管理職員	12月	100分の45	100分の50

イ 平成27年度以降

- (ア) (イ)以外の職員等（任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の65	100分の70
	12月	100分の75	100分の70
特定管理職員	6月	100分の85	100分の90
	12月	100分の95	100分の90

- (イ) 再任用職員等

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の35	100分の37.5
	12月	100分の40	100分の37.5
特定管理職員	6月	100分の45	100分の47.5
	12月	100分の50	100分の47.5

- (8) 再任用職員等に単身赴任手当を支給すること。
- (9) 55歳を超える特定職員等の給料月額等の減額支給の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。
- (10) 給料の切替えに伴う経過措置
職員等の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないときは、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。
- (11) 地域手当の支給割合の特例（第167号議案に限る。）
平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の

支給割合については、(3)のア及びイの改正後の欄に掲げる割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。

(12) 単身赴任手当の基礎額の月額の特例

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則等で定める額とすること。

(13) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 平成26年度

任期付研究員及び任期付職員の給料表の改正に伴う規定の整理（第167号議案に限る。）

イ 平成27年度以降

任期付研究員及び任期付職員の給料表の改正等に伴う規定の整理

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)のイ、(3)から(5)まで、(6)のイ、(7)のイ、(8)から(12)まで及び(13)のイについては、平成27年4月1日から施行する。

(2) 2の(1)のア、(2)及び(13)のアについては平成26年4月1日から、2の(6)のア及び(7)のアについては平成26年12月1日から適用する。

第170号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第167号議案から第169号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

(1) 平成26年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の150	100分の160

(2) 平成27年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の130	100分の140
12月	100分の160	100分の150

3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)については、平成26年12月1日から適用する。ただし、2の(2)については、平成27年4月1日から施行する。

第171号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、教員特殊業務手当の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

教員特殊業務手当の額の改定

区 分	改正前	改正後
(1) 非常災害時等の緊急業務		
ア 非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧業務	6,400円	8,000円
イ 児童・生徒の救急業務	6,000円	7,500円
ウ 児童・生徒の緊急の補導業務	6,000円	7,500円
(2) 修学旅行等引率指導業務	3,400円	4,250円
(3) 対外運動競技等引率指導業務	3,400円	4,250円
(4) 部活動指導業務		
ア 4時間以上	2,400円	3,000円
イ 2時間以上4時間未満	1,200円	1,500円

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

第172号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、病院局職員の諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても管理職員特別勤務手当を支給すること。
- (2) 再任用職員に単身赴任手当を支給すること。
- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- (4) その他規定の整理

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

第173号議案

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、企業局職員の諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても管理職員特別勤務手当を支給すること。
- (2) 再任用職員に単身赴任手当を支給すること。
- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- (4) その他規定の整理

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。